指定地域密着型通所介護 重要事項説明書

【早川町指定第1990700112号】

社会福祉法人 富 士 厚 生 会

特別養護老人ホーム 草塩おんせん

ディサービスセンター はやかわ

指定地域密着型通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受け、通所介護サービスを提供いたします。契約上ご注意いただきたい重要事項は次のとおりです。提供されるサービスの内容等をご確認ください

1 事業所経営法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 富士厚生会	
所 在 地	〒418-0103 静岡県富士宮市上井出2029-1	
電 話 番 号	Tel 0 5 4 4 - 5 4 - 6 6 0 0 Fax 0 5 4 4 - 5 4 - 6 6 0 1	
代表者氏名	理事長 吉川 雄二	

2 事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンター はやかわ
事業所の所在地	〒421-2714 山梨県南巨摩郡早川町草塩88番地
電 話 番 号	$ \texttt{TEL O 5 5 6} - 4 5 - 2 \ 2 \ 1 \ 1 \texttt{FAX O 5 5 6} - 4 \ 2 - 7 \ 2 \ 3 \ 3 $
管 理 者 氏 名	管理者 江本 隆治
指定年月日	平成29年4月1日
通常の事業の実施地域	早川町

3 施設の職員の概要

職種	職員数	勤務 🧷) 体制
管 理 者	1 人		常勤兼務 1人
生活相談員	1人以上	常勤専従 1人	常勤兼務 1人
看 護 職 員	1人以上	非常勤専従 1人	非常勤兼務 1人
機能訓練指導員	1人以上	非常勤専従 1人	非常勤兼務 1人
介 護 職 員	2人以上	常勤専従 人	常勤兼務 人
		非常勤専従 3人	非常勤兼務 人

4 通所介護施設の概要

定			員	18名
運	営	形	態	指定地域密着型通所介護
食堂	及び日常	的動作訓	練室	205.20㎡ (専用施設)
浴			室	一般浴槽・特殊浴室
その	他の主な	:設備・	備品	静養室・相談室・和室
				送迎車:リフト付きワゴン車 他事業所と兼用車両含む
営業	美日及び	営業	時間	月、火、水、木、金曜日 午前8時00分~午後5時00分
サー	・ビス提供	卡時間		午前9時15分~午後3時31分

[※]年末年始の休業日は、1月1日~1月3日までとさせて頂きます。

5 通所介護の運営の方針

要介護状態にある方を対象にして、人格・意志を尊重しながら利用者の立場に立った適正なサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練を実施し、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ります。

6 サービスの内容

入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む)や生活等に関する相談及び助言、健康状態の確

認、機能訓練、その他の要介護者に必要な日常生活の介護を行います。サービスの提供方法等について、利用者・家族等に分かりやすいよう説明し、サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意をし、特に利用者の身体に接触する設備、器具については、消毒したものを使用します。

7 サービスの利用方法

(1)利用開始

ア 担当のケアマネージャーと相談の上、お申し込み下さい。後日、当事業所の担当職員が指 定通所介護サービスの内容等について説明します。利用日に空きがあれば利用いただけま す。重要事項説明書により利用者からの同意を得た後、契約を行います。

イ サービスを利用される方に関しては、当事業所の職員が利用開始後ただちに通所介護サービス計画を作成します。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを中止・終了する場合 事業所に、サービス利用予定日の前日までに連絡してください。

イ 当事業所が、正当な理由なく適正なサービスを提供しない場合や守秘義務に違反した場合。 利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為があった場合には利用者や家族などに 文書で通知することなくただちにこの契約を終了することができます。

8 利用料金

当事業の通所介護の提供に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険給付費の1割から3割が自己負担額となります。(自己負担割合は、「介護保険負担割合証」に基づきます。) ただし、介護保険給付外のサービスについては全額自己負担です。

基本単	i. 位
通常規模型通所介護費	介護報酬単位
(6時間以上7時間未満)	
要介護1	6 7 8 単位
要介護 2	8 0 1 単位
要介護 3	9 2 5 単位
要介護 4	1049単位
要介護 5	1 1 7 2 単位
入浴介助加算(I)	4 0 単位
科学的介護推進体制加算	4 0 単位
サービス提供体制強化加算(I)	2 2 単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位
介護職員等処遇改善加算(I)	月の利用総単位数に9.2%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	月の利用総単位数に9.0%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	月の利用総単位数に8.0%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(IV)	月の利用総単位数に6.4%を乗じた数を加算とする/月

対象者加算

・個別機能訓練加 I (イ)

5 6 単位

· 個別機能訓練 Ⅱ

20単位

• 若年性認知症利用者受入加算

60単位/日

・送迎減算(事業所が送迎を行っていない場合)

-47単位/片道

・通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用をいただきます。

自動車利用の場合通常の事業の実施地域を超える距離1キロメートルごとに50円(片道)

・食事…早川町社会福祉協議会の配食事業よりお弁当を提供します。 食材料費として、おやつ代を含み1食500円をご負担していただきます。

- ・理美容…サービス利用時に訪問理美容をご利用いただけます。散髪代は2500円です。利用当日にご用意ください。お持ちいただけない場合は、ご利用になれません。
- ・利用者の希望により、通常要する時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち居宅介護(支援)サービス費用基準額を超える額。

延長1時間につき 500円

9 支払方法

ご利用いただいたサービスの利用料金は、毎月末締めとし、翌月 15 日までに請求書を送付します。 又、利用料金の領収書は、翌月の請求書に同封して送付します。

口座振替

振替日 毎月20日(ただし、金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。)

※支払方法は原則として口座振替による口座自動引き落としをお願いします。 又、口座振替を希望されない場合は、20日までに事業所に持参をお願いします。

※引き落としの金融機関を変更される場合は、前月の15日までにお申し出ください。

10 キャンセル料

利用者の都合により当日の通所介護の利用をキャンセルする場合には、必ず事前に当事業所にご連絡ください。無断でキャンセルする行為が繰り返される場合などはキャンセル料をいただくことがあります。 (キャンセル料=当該利用基本料相当)

11 その他

利用者が、保険料滞納などの理由から法定代理受領サービスを利用できない場合は、一旦費用の全額 (10割)を支払っていただきます。この場合当事業所でサービス提供証明書を発行いたしますので、この証明書を後日、市町村の窓口に提出して支払済額と利用者負担額との差額 (「介護保険負担割合証」に基づきます。)の払い戻しを受けてください。

12 サービス利用に当たっての留意事項

・体 調 の 確 認:体調が悪い場合は、事前に申し出てください。利用者に感染症の疑いが 生じた場合は必ず主治医に、利用の許可をいただいて下さい。

・送迎時間の変更:当日の利用者の出欠状況により、多少の調整が生ずることがあります。

・設備、器具の利用:使用方法を守って、お使いください。

・喫 煙:原則的に自由ですが、防火管理上、喫煙場所以外の喫煙はご遠慮下さい。

・所持品の持ち込み:日常生活上必要と認められる物については結構ですが、貴重品、お金などは

必要最低限でお願いします。

・迷 惑 行 為 :他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

・そ の 他 : 緊急連絡先、主治医、常備薬など変更がございましたらご連絡下さい。

サービスに関する希望、疑問、もしくは苦情などについては遠慮無く

担当者にお申し付け下さい。

13 事故発生時の対応

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、リスクマネージメントマニュアルに基づき速や かに市町村・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・利用者の体調に急変が生じた場合は、主治医・協力病院に連絡等の措置を講じます。
- ・サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではありません。
- ・当事業所は万一の事故に備えて共済(損害賠償)保険に加入しています。
- ・事故に対する原因を究明し、再発防止策を講じます。

14 苦情処理

利用者は、当事業所の通所の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。

利用者は、当事業所又は、その他の苦情受付機関苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。

苦情解決の方法

- (1) 苦情受付
 - ・苦情は、面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が随時受付けます。尚、第三者委員 に直接苦情を申し出ることができます。
- (2) 苦情受付の報告・確認
 - ・苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に通知します。第三者委員は、 内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。
- (3) 苦情解決のための話し合い
 - ・苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情 申出は、第三者委員の助言や立合いを求めることができます。尚、第三者委員の立合いによ る話し合いは、次により行います。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整・助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
- (4) 県の「運営適正化委員会」の紹介
 - ・当該施設で解決できない苦情は、山梨県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申 し立てることができます。

苦情相談解決責任者 管理者江本隆治

苦情相談窓口 担当者望月悦子

電話番号: 0556-45-2211 F A X: 0556-42-7233

この他、市町村や国民健康保険団体連合会、第三者委員の窓口に苦情を申し立てることができます。

保険者である市町村	担当窓口:各利用者の保険者である市町村 介護保険係
	電話番号:0556-45-2363 (早川町)
国民健康保険団体連合会	担当窓口:山梨県国民健康保険団体連合会
	業務部介護保険課苦情相談係
	電話番号:055-233-9201
苦情解決第三者委員	担当窓口:弁護士 小長谷 保
	電話番号: 0 5 4 5 - 5 3 - 1 3 6 3
苦情解決第三者委員	担当窓口:評議員・民生児童委員 望月 公隆
	電話番号:0556-45-2096

15 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災訓練に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な 訓練を行います。

16 第三者評価

当事業所は、現在のところ第三者評価を受けていません。

通所介護のサービス提供にあたり、本書面および契約書に基づいて重要事項について説明をいたしました。

【事 業 所】 住 所	「山梨」	県南巨摩郡早川町草塩88番地
名 移	、 社会	福祉法人 富士厚生会
	デイ	サービスセンター はやかわ
説明者	î.	印
私は、本書面及び製 説明を受け、同意し		より、上記事業所から通所介護のサービスについての重要事項の
【利用(申込)者】	住所	令和 年 月 日 〒
	氏名	印
【利用者の家族等】	住所	
	氏名	印
	続柄	